

第10章 監督等 (第88条~100条)

2014(平成26)/12/01(木)

労働安全衛生法	施行令	安全衛生規則およびその他の法令
第88条 (計画の届出等)	令第24条(計画の届出をすべき業種等)	則第84条の2~89条(第1項~2項に係る関係省令)、ボイラー則ほか各特別則(設置届等)、則第89条の2~92条(第3項・3~4項に係る関係省令)・92条の2・92条の3(第5項~8項に係る関係省令)
第89条 (厚生労働大臣の審査等)		則第93条(技術上の審査)・94条(審査委員候補者名簿)
第89条の2 (都道府県労働局長の審査等)		則第94条の2(計画の範囲)・94条の3(審査の対象除外)・94条の4(技術上の審査等)
第90条 (労働基準監督署長および労働基準監督官)		則第95条(労働基準監督署長および労働基準監督官)
第91条 (労働基準監督官の権限)		則第61条(病者の就業禁止)・95条の3(立入りをする職員の証標)
第92条 (司法警察員の職務)		刑事訴訟法
第93条 (産業安全・労働衛生専門官)		
第94条 (専門官の権限)		則第95条の3(立入りをする職員の証標)
第95条 (労働衛生指導医)		則第95条の2(労働衛生指導医の任期)
第96条 (厚生労働大臣の権限)		則第95条の3(立入りをする職員の証票)
第97条~99条 (労働者の申告等)		
第99条の2 (講習の指示)		則第95条の4(労働災害防止業務従事者に対する講習)
第99条の3 (就業制限業務従事者に対する講習の指示)		則第95条の5(就業制限業務従事者に対する講習)
第100条 (報告等)		則第95条の6(有害物ばく露作業報告)・96条(事故報告)・97条(死傷病報告)・98条(報告)・2条・4条・7条・13条(選任報告)・40条の3(教育計画および結果報告)・52条(健康診断結果報告)、その他

JISHA 中央労働災害防止協会
安全衛生情報センター

ホーム > 法令・通達(検索) > 法令・通達

2018 (H30) / 7/25 現在

労働安全衛生法 第十章 監督等(第八十八条ー第一百条)

労働安全衛生法 目次

(計画の届出等)

~~第八十八条 事業者は、機械等で、危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するもののうち、厚生労働省令で定めるものを設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするときは、その計画を当該工事の開始の日の三十日前までに、厚生労働省令で定めるところにより、労働基準監督署長に届け出なければならない。ただし、第二十八条の二第一項に規定する措置その他の厚生労働省令で定める措置を講じているものとして、厚生労働省令で定めるところにより労働基準監督署長が認定した事業者については、この限りでない。~~

2 事業者は、建設業に属する事業の仕事のうち重大な労働災害を生ずるおそれがある特に大規模な仕事で、厚生労働省令で定めるものを開始しようとするときは、その計画を当該仕事の開始日の三十日前までに、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。

3 事業者は、建設業その他政令で定める業種に属する事業の仕事（建設業に属する事業にあっては、前項の厚生労働省令で定める仕事を除く。）で、厚生労働省令で定めるものを開始しようとするときは、その計画を当該仕事の開始日の十四日前までに、厚生労働省令で定めるところにより、労働基準監督署長に届け出なければならない。

4 事業者は、第一項の規定による届出に係る工事のうち厚生労働省令で定める工事の計画、第二項の厚生労働省令で定める仕事の計画又は前項の規定による届出に係る仕事のうち厚生労働省令で定める仕事の計画を作成するときは、当該工事に係る建設物若しくは機械等又は当該工事から生ずる労働災害の防止を図るために、厚生労働省令で定める資格を有する者を参考させなければならない。

5 前三項の規定（前項の規定のうち、第一項の規定による届出に係る部分を除く。）は、当該仕事が数次の請負契約によつて行われる場合において、当該仕事を自ら行う発注者がいるときは当該発注者以外の事業者、当該仕事を自ら行う発注者がいないときは元請負人以外の事業者については、適用しない。

6 労働基準監督署長は第一項又は第三項の規定による届出があつた場合において、厚生労働大臣は第二項の規定による届出があつた場合において、それぞれ当該届出に係る事項がこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反すると認めるときは、当該届出をした事業者に対し、その届出に係る工事若しくは工事の開始を差し止め、又は当該計画を変更すべきことを命ずることができる。

7 厚生労働大臣又は労働基準監督署長は、前項の規定による命令（第二項又は第三項の規定による届出をした事業者に対するものに限る。）をした場合において、必要があると認めるときは、当該命令に係る仕事の発注者（当該仕事を自ら行う者を除く。）に対し、労働災害の防止に関する事項について必要な勧告又は要請を行うことができる。

2018 (H30) / 7/25 現在
1日午後を削除
#2→#1, #3→#2, ...
井手山 上げ
(8月→7月)

*102

RA いづれ免除、現存 : 2006 (H18) ~

届出義務あり

※102：法第88条第2項の厚生労働省令で定める機械等は、以下のとおりである（則第88条）。

①危険な機械等（則別表第7）

- ア. 動力プレス（機械プレスでクランク軸等の偏心機械を有するもの、および液圧プレスに限る）
- イ. 金属その他鉱物の溶解炉（容量が1t以上ものに限る）
- ウ. 化学設備（取り扱う危険物等の量が、厚生労働大臣が定める基準に満たないものを除く）
- エ. 乾燥設備（令第6条第8号イまたはロの乾燥設備に限る）
- オ. アセチレン溶接装置（移動式のものは除く）
- カ. ガス集合溶接装置（移動式のものは除く）
- キ. 機械集材装置（原動機定格出力7.5kW超のものに限る）
- ク. 運材索道（支間の斜距離の合計が350m以上に限る）
- ケ. 軌道装置
- コ. 型枠支保工（支柱の高さが3.5m以上のものに限る）
- サ. 架設通路（高さ、および長さがそれぞれ10m以上のものに限る）
- シ. 足場（吊り足場、張出し足場以外の足場は、高さが10m以上の構造のものに限る）

②有害な業務の設備等（則別表第7）

- ア. 有機溶剤の発散源を密閉する設備、局所排気装置、プッシュプル型換気装置または全体換気装置（移動式を除く）
- イ. 鉛等または焼結鉱等の粉塵の発散源を密閉する設備または局所排気装置
- ウ. 四アルキル鉛をガソリンに混入する業務に用いる機械等
- エ. 特化則の第1類物質および特定第2類物質等の製造設備
- オ. 令第15条の特定化学設備およびその付属設備
- カ. 特化則の特定第2類物質または管理第2類物質のガス・粉塵等が発散する屋内作業場の発散抑制設備
- キ. 特化則第10条の排ガス処理装置（クロレインに係る物）
- ク. 特化則第11条の排液処理装置
- ケ. 電離則の放射線装置、放射線装置室、放射性物質取扱い作業室、放射性物質貯蔵施設
- コ. 事務所則の空気調和設備、中央管理方式機械換気設備
- サ. 特定粉塵発生源を有する機械または設備等
- シ. 粉じん則の規定で設ける局所排気装置またはプッシュプル型換気装置

③特定機械等（※印は設置報告）（ボイラー則ほか各特別則）

- ア. ボイラー（小型ボイラーおよび移動式ボイラーを除く）
- イ. 移動式ボイラー※
- ウ. 第1種圧力容器
- エ. 小型ボイラー※
- オ. クレーン（吊上げ荷重3t以上、スタッカー式は1t以上）
- カ. クレーン（吊上げ荷重0.5t以上～3t未満、スタッカー式は0.5t以上～1t未満）※
- キ. 移動式クレーン（吊上げ荷重3t以上）※
- ク. デリック（吊上げ荷重2t以上）
- ケ. デリック（吊上げ荷重0.5t以上～2t未満）※
- コ. エレベータ（積載荷重1t以上）
- サ. エレベータ（積載荷重0.25t以上～1t未満）※
- シ. 建設用リフト（ガイドレールの高さ18m以上のもの、ただし積載荷重0.25t未満を除く）
- ス. 簡易リフト※
- セ. ゴンドラ

ただし、つぎに該当する仮設の機械等は届出の義務はない（則第89条）。

- ①機械集材装置、運材索道（架線、搬機、支柱及びこれらに付属する物により構成され、原木または薪炭材を一定の区間空中において運搬する設備をいう。以下同じ）、架設通路および足場以外の機械等（令第6条の型枠支保工を除く）で、6カ月未満の期間で廃止するもの
- ②機械集材装置、運材索道、架設通路または足場で、組立てから解体までの期間が60日未満のもの

2

第88条第3項（大規模建設工事に係る計画の届出）

大規模建設工事に係る届出

事業者は、重大な労働災害を生ずる恐れのある大規模な建設業に係るつぎに掲げる仕事を開始しようとするときは、その計画を30日前までに所定様式の届書に、必要書類(※103)を、および圧気工法による仕事に係る場合は、圧気工法作業摘要書を添えて厚生労働大臣に届け出なければならない(則第91条)。

則第89条の2（仕事の範囲）

- (1)高さが300m以上の塔の建設の仕事
- (2)堤高が150m以上のダムの建設の仕事
- (3)最大支間が500m(吊り橋は1,000m)以上の橋梁建設の仕事
- (4)長さが3,000m以上の隧道等の建設の仕事
- (5)長さが1,000m以上3,000m未満の隧道等の建設の仕事で、深さが50m以上のたて坑(通路用のものに限る)の掘削を伴うもの
- (6)ゲージ圧力が0.3メガパスカル以上の圧気工法による作業を行う仕事

※103：建設業に係る計画の届出書に添付する書類は、つぎのとおりである(則第91条)。

- ①仕事を行う場所の周囲の状況および四隣との関係を示す図面
- ②建設等をしようとする建設物等の概要を示す図面
- ③工事用の機械、設備、建設物等の配置を示す図面
- ④工法の概要を示す書面または図面
- ⑤労働災害を防止するための方法および設備の概要を示す書面または図面
- ⑥工程表

第88条第4項（建設業・土石採取業の仕事に係る計画の届出）

建設業・土石採取業の仕事に係る届出

建設業および土石採取業に属する事業でつぎの仕事を開始しようとする事業者は、その計画を当該仕事の開始日の14日前までに、所定様式の届書に、必要書類(※104)を、および圧気工法による仕事に係る場合は、圧気工法作業摘要書を添えて所轄労働基準監督署長に届け出なければならない(令第24条・則第91条)。

則第90条（労働基準監督署長に計画の届出を要する仕事の範囲）

- (1)高さ31mを超える建築物または工作物(橋梁を除く)の建設、改造成、解体または破壊(以下「建設等」という)の仕事
- (2)最大支間50m以上の橋梁の建設等の仕事(90条の2の2)、最大支間30m以上50m未満の橋梁の上部構造の建設等の仕事(則第18条の2の場所での仕事に限る)
- (3)隧道等の建設等の仕事(隧道等の内部に労働者が立ち入らないものを除く)
- (4)掘削の高さ、または深さが10m以上の地山の掘削(隧道等の掘削および岩石採取の掘削を除く)の作業(掘削機械作業で掘削面の下方に労働者が立ち入らないものを除く)を行う仕事
- (5)圧気工法による作業を行う仕事
- (6)石綿等が吹き付けられている建築基準法の耐火建築物または準耐火建築物における、石綿等の除去作業を行う仕事
- (7)ダイオキシン類対策特別措置法に係る一定の廃棄物焼却炉および集塵機等の設備の解体等の仕事
- (8)掘削の高さ、または深さが10m以上の土石採取掘削作業を行う仕事
- (9)坑内掘りによる土石採取の掘削の作業を行う仕事

※104：届書に添えて提出すべき必要書類は、以下のとおりである(則第91条・第92条)。

- ①建設業に属する事業の仕事に係る届出
法第88条第3項の規定による届出を準用する(則第91条第2項)。
- ②土石採取業に属する事業の仕事に係る届出(則第92条)
 - ・仕事を行う場所の周囲の状況および四隣との関係を示す図面
 - ・機械、設備、建設物等の配置を示す図面
 - ・採取の方法を示す書面および図面
 - ・労働災害を防止するための方法および設備の概要を示す書面または図面

計画の届出を要しない仮設の建設物等は、つぎのとおりである
(則第84条の2)。

つぎに該当する仮設の建設物、機械等で6カ月未満で廃止するもの（高さ、および長さが10m以上の仮設通路、吊り足場、張出し足場等は、組立てから解体までの期間が60日未満のもの）は届出の義務はない。

- ①内部に設置する原動機の定格出力合計が2.2kW未満である建設物
 - ②原動機の定格出力が1.5kW未満である機械等
 - ③安衛則別表第6の2の危険有害業務を行わない建設物・機械等
- (ただし、②③のうち、特定機械等は定格出力、設置期間にかかわらず、届出が必要)

4

第88条第3項（有資格者の工事計画等への参画）

有資格者の工事計画等への参画	<p>事業者は、つぎに定める工事計画および仕事の計画を作成するときは、則第92条の3で定める有資格者（則別表第9）を参画させなければならない。</p> <p>【有資格者が計画に参画すべき工事および仕事（則第92条の2）】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)型枠支保工（支柱の高さが3.5m以上のものに限る）および足場（吊り足場、張出し足場以外の足場は、高さが10m以上の構造のものに限る）を設置し、移転し、または主要構造部分を変更する工事 (2)法第88条第3項に規定する「大規模建設工事」の仕事 (3)法第88条第4項に規定する届出が必要な仕事のうち、則第90条第1号～5号に掲げる仕事
----------------	--

5, 6, 7

第88条第6項～8項（数次の請負契約の場合および届出に係る法違反等への対応）

数次の請負計画の場合の適用（第88条第56項）	前3項の規定は、当該仕事が数次の請負契約により行われる場合は、当該仕事を自ら行う発注者がいるときは発注者以外の事業者、発注者がいないときは元請負人以外の事業者については、適用しない。
届出に係る法違反等への対応（第88条第57項）	厚生労働大臣および労働基準監督署長は、法第88条の届出に関し、この法律等に違反するときは当該届出事業者に対し、届出に係る工事もしくは仕事の開始を差し止め、または計画の変更を命ずることができる。
仕事の発注者への勧告・要請（第88条第58項）	厚生労働大臣または労働基準監督署長は、法第88条第3項（大規模建設工事に係る届出）または第4項（建設業・土石採取業の仕事に係る届出）の届出事業者に前項の命令をした場合、必要があれば仕事の発注者への勧告または要請を行うことができる。

第29条・29条の2（元方事業者の講すべき措置等）

元方事業者の 講るべき措置 等（法第29条）	元方事業者	→	一の場所において行う事業の一部を請負人に請け負わせ、自らも仕事を行う事業者をいい、数次の請負契約がある場合は、自らも仕事を行う最先次の注文者をいう（法第15条）。
	関係請負人 と その労働者	←	【講すべき措置】 関係請負人およびその労働者が当該仕事に関し、この法律等に違反しないよう必要な指導を行うとともに、違反しているときは、是正のため必要な指示を行う。
	関係請負人 と その労働者	→	上記指示を受けた関係請負人とその労働者は、当該指示に従わなければならない。
建設業の元方 事業者が講ず べき措置（法 第29条の2）	建設業の元方事業者は、土砂等の崩壊危険場所、機械等の転倒危険場所その他一定の場所（※34）で作業を行うときは、関係請負人が行うべき危険防止措置が適正に行われるよう技術上の指導および資材等の提供、その他必要な措置を講ずること。		

※34：建設業の元方事業者が、技術上の指導等を行うべき対象場所は、つぎのとおりである（則第634条の2）。

- ①土砂等が崩壊し、労働者に危険が及ぶ恐れのある場所
- ②土石流が発生する恐れのある場所
- ③基礎工事用建設機械または移動式クレーンが転倒する恐れのある場所
- ④工作物の建設、解体、点検、修理、塗装等の作業またはくい打機、くい抜機、移動式クレーン等を使用する作業で架空電線に接近することで感電危険の恐れのある場所
- ⑤埋設物等またはれんが壁、コンクリートブロック塀、擁塀等の建設物に近接する場所で明かり掘削作業を行う場合で、建設物等が損壊するなどの恐れのある場所

第89条・89条の2（厚生労働大臣の審査等・都道府県労働局長の審査等）	
厚生労働大臣の審査等（第89条）	<p>(1) 厚生労働大臣は、届出があった計画のうち、高度の技術的検討を要するものは、学識経験者の意見を聞き（※105）、審査することができる。</p> <p>(2) 厚生労働大臣は、審査結果について必要あれば届出事業者の意見をあらかじめ聞き、必要な勧告または要請をすることができる。</p> <p>(3) 届出の計画に関しその意見を求められた学識経験者は、計画に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。</p>
都道府県労働局長の審査等（第89条の2）	<p>(1) 都道府県労働局長は、法第89条の「高度の技術的検討を要するもの」に準ずるものとして、則第94条の2で定めるもの（※106）について、学識経験者の意見を聞き、審査することができる。</p> <p>ただし、計画のうち、当該審査と同等の技術的検討を行ったと認められるものとして則第94条の3（※107）で定めるものは、審査を行わない。</p> <p>(2) 前条の規定のうち、「学識経験者の意見聴取」、「事業者への勧告等」「学識経験者の秘密保持」については本条の審査について準用する（法第89条の2第2項・則第94条の4）。</p>

※105：技術的検討が必要な計画の審査で、意見を聞く学識経験者は、つぎの定めによる。

厚生労働大臣は、安全または衛生について高度の専門知識を有する者のうちから、審査委員候補者を委嘱して審査委員候補者名簿を作成し、これを公表し、学識経験者の意見を聞くときは、この名簿記載者のうちから審査すべき内容に応じ審査委員を指名する（則第93条・第94条）。

※106：則第94条の2で定める計画は、つぎの仕事の計画とする。

- ①高さが100m以上の建築物の建設の仕事で、つぎのいずれかに該当するもの
 - ア. 埋設物等がふくそうする場所に近接する場所で行われるもの
 - イ. 当該建設物の形状が円筒形である等特異であるもの
- ②堤高が100m以上のダム建設の仕事で、自走式車両系建設機械の転倒、転落等の恐れるある傾斜地において自走式車両系建設機械を用いて作業するもの
- ③最大支間が300m以上の橋梁の建設の仕事であって、つぎのいずれかに該当するもの
 - ア. 橋梁のけたが曲線けたであるもの
 - イ. 橋梁のけた下高さが30m以上のもの
- ④長さが1,000m以上の隧道等の建設の仕事で、落盤、出水、ガス爆発等による危険が生ずる恐れがあると認められるもの
- ⑤掘削土の量が20万立方mを超える掘削作業の仕事で、つぎのいずれかに該当するもの
 - ア. 作業が地質の軟弱である場所において行われるもの
 - イ. 作業が狭隘な場所において車両系建設機械を用いて行われるもの
- ⑥ゲージ圧力が0.2メガパスカル以上の圧気工法作業の仕事で、つぎのいずれかに該当するもの
 - ア. 地質が軟弱である場所において作業が行われるもの
 - イ. 作業を行う場所に近接する場所で当該作業と同時期に掘削の作業が行われるもの

※107：則第94条の3で定める審査の対象除外となる計画は、国または地方公共団体その他の公共団体が法第30条第2項に規定する発注者として注文する建設業に属する事業の仕事の計画とする。